

(VII-24) 日本と中国の環境影響評価制度の比較

吉 林 大 学 正員○李 俊奇
千葉工業大学 学員 松山 秀明
千葉工業大学 正員 瀧 和夫

1. はじめに

1969年に米国で始まって以来、環境影響評価制度は世界中の多くの国々で受け入れられ、環境に対する深刻な悪影響を及ぼしかねない計画や行為に関する意思決定を支えてきた。日本では、公害問題の発生と共に環境への影響、特に人間の健康への影響について、調査・検討がなされ、1984年に環境影響評価制度についての閣議決定以来、その実績は着実に積み重ねられてきている。一方、中国においては、「中華人民共和国環境保護法（試行）」が1979年9月に発効になり、全ての建設事業に対して環境影響評価を行わなければならないことになっている。日本と中国の社会制度および生活方式の相違から、環境影響評価の方法及び制度は異なっていると考えられる。そこで、両国の環境影響評価制度の相異点と類似点について整理・検討することを試みた。

2. 環境影響評価制度の類似点

日本と中国との社会制度の相違にも関わらず、1)環境影響評価制度の導入、2)対象事業の選択方法、3)評価項目及び4)その評価方法について多くの共通点が認められる。これは両国における地域環境及び地球規模環境への関心の強さを示している結果と考えることができる。

ここで特に、2)対象事業の選択は環境への影響の大きいと考える事業に対し、あらかじめ、その事業が環境に与える影響について、調査、予測、評価を行い、環境保全について配慮する必要があるとされる国家と地方の事業である。また、3)評価項目は両国共に、基本的事項により対象を7公害（大気汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染）及び自然環境保全に係る要素（動物、植物、地形、地質、景観、野外レクリエーション地）に限っている。

3. 環境影響評価制度の相異点

一方、両国における相違点として特徴的なものは1)環境影響評価の範囲、2)「三同時の原則」、3)環境影響評価報告の区別、4)環境影響評価実施者の資格制度、5)住民参加の問題、6)環境影響評価の関係組織、7)国と地方政府の制度の関係及び8)環境影響評価制度の法の効果を上げることができる。以下に中国の制度・考え方の概略を示す。

1)環境影響評価の範囲には、国内の工業、交通、水利、林業、商業、衛生、文化、教育、科学研究、観光、地方公共事業等の環境に影響を与えるすべての建設事業、技術改良事業及び地域開発が含まれている。さらに、合併や外資の事業に対してもこれが適用される。

2)「三同時の原則」とは公害防止施設に関する計画・施工・供用の三つを同時に行わなければならないという意味であり、環境影響評価もこれら三つの段階で、それぞれ実施されるべきだとの考えである。中国では、「三同時の原則」が環境管理の基本として採用されている。

3)環境影響評価報告には、簡易な環境影響評価報告表（事業投資額が150万元以下）とするもの

と詳細な環境影響評価報告書としての形態をとるものがある。

4)環境影響評価実施者の資格制度の確立が定められており、環境影響評価の実施者は、実施結果に対して責任を持つことが義務づけられている。有資格者は甲種（省間にまたがる事業を対象とするもの）と乙種（省内に限る事業）に区分けされる等、きめ細やかな制度化がなされている。

5)環境影響評価における住民参加については、先進国のそれよりもすくない。環境影響評価報告書（表）の公開や住民の意見聴取という手続きは法制度上、位置づけられていない。環境影響評価の基本的な手続きの仕組みは建設事業者、事業所管行政部局、環境保護行政部局の三者によって進められるものとなっており、さらに、行政による環境審査・調整を主とするものである。これは住民参加の重要性を軽視しているのではなく、特に、国家としての発展の必要性のあるダム、高速道路、鉄道建設等については、住民の意見徴集、学識経験者や専門家による報告書の審査が実施されることもある。

中国のこの種の住民参加の取扱いは日本の「関係地域内に住所を有する者から、公害の防止及び自然環境の保護の見地からの意見を聞き、説明しなければならない」とされている点と大きく異なる点である。

6)環境影響評価の関係組織はa)環境保護行政機関、b)建設事業所管行政機関、c)環境影響評価実施者の三者からなる。

7)国と地方政府の制度の関係として、国の環境影響評価制度が確立されているのに対し、省、市、自治区の政府独自の環境影響評価制度は認められてなく、地方政府がそれぞれの条件に応じて国の制度の実施細則を作成し、運用している。

8)環境影響評価制度の法の効果として、中国では、環境影響評価報告（表）が承認されていない事業に対して、計画部局は事業設計委託書を承認できず、また、土地管理部局は土地の使用の承認ができない。したがって、銀行は融資することができない。環境影響評価報告（表）の承認のない建設には、建設中止命令が出され、審査・承認手続きを受けなければならないことになっている。さらに事業実施者及びその責任者には罰金が課される。

4. おわりに

日本と中国の社会制度及び生活方式の相違による環境影響評価の相違について比較検討を行った。その結果、次の事柄が明かとなった。

- 1)地域・地球規模環境に対する環境影響を評価するに当たって、対象事業の選択方法、評価項目及び評価方法が類似点として認められた。
- 2)環境影響評価の範囲、「三同時の原則」、環境影響評価報告の区別、環境影響評価実施者の資格制度、住民参加、環境影響評価の関係組織、国と地方政府の制度の関係及び環境影響評価制度の法の効果に関して は、両国間で問題のとらえ方や考え方の相違から類似性の低いことが明かとなった。

参考文献

- 1)環境庁；EIA制度に関する国際シンポジウム論文集、国際影響評価学会、1996.9
- 2)中華人民共和国環境保全行業標準、環境影響評価導則
- 3)地球・人間環境フォーラム編；世界の環境アセスメント、ぎょうせい、1996.8.